

## 令和2年11月定例会の結果

### 1 請願書      2 陳情書      3 資料（請願・陳情文書表）

---

#### 1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第1号	国民健康保険料の引き下げを求める請願	不採択
請願第2号	子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願	不採択
請願第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書に関する請願	不採択
請願第4号	トリチウム汚染水の海洋放出に慎重な判断を求める意見書提出を求める請願書	不採択

#### 2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第5号	陳情及び請願に対します「議長供覧」と言う結果通知に関して、その理由や不備に付いて、短くても良いですが説明を希望する陳情	不採択
陳情第7号	草薙大鳥居の形のモニュメント復活のお願い（陳情）	不採択

---

### 3 資料（請願・陳情文書表）

#### 請願第1号

国民健康保険料の引き下げを求める請願

請願者 静岡市医療と福祉をよくする会 山田美香  
国保料を値下げさせる清水の会 平塚倫豊

署名者数 6,500名

紹介議員 内田隆典 寺尾 昭

#### 【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大は今後もその影響が続きます。PCR検査の活用とコロナ禍のもとでも公費などを活用し、誰でも安心して医療にかかれる保障が大事です。

国民健康保険は、無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入していますが、その保険料は他の医療保険と比べても高い負担となっています。

保険料の負担軽減、とくに家族人数によって負担が増える「均等割」の減免が必要です。また窓口一部負担金（国保法44条）減免によってお金の心配なく医療にかかれる制度の拡充が大事になっています。

いま、静岡市で行うことは、「国保は社会保障」（国保法第1条）の原点に立って、国と県に公費負担の増額を求め、高負担に苦しむ市民が暮らしていける国保料にすることです。

つきましては、以下の事項について請願いたします。

#### 【請願項目】

- 1 高すぎる国民健康保険料を引き下げてください。

## 請願第2号

子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

請願者 子どもと教育を考える静岡市民会議 代表 大多和 暁 署名者数 7,396名

紹介議員 内田隆典 寺尾 昭

~~杉本一護~~（令和2年11月30日紹介を取消し）

### 【請願趣旨】

子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校をつくるのが父母・保護者・市民の願いです。新型コロナウイルス感染拡大で休校が続く様々な矛盾が吹き出た年だからこそ、命を最優先にしながら、どの子にも学ぶ権利を保障し、ゆきとどいた教育を実現するために以下のことを請願します。

### 【請願項目】

1. 新型コロナの影響で経済的にたいへんな家庭がふえるため、保護者負担を減らしてください。
  - (1) 子育て支援の観点から、給食費を無償にしてください。
  - (2) 必要とするすべての高校生・大学生のための返済不要の「給付制奨学金」を設立してください。
  - (3) 小・中学生の保護者への就学援助をより丁寧に周知し、さらに認定基準の緩和、支給費目の拡大をしてください。
2. 新型コロナ感染から子ども達の命を守るためにも、教職員を増やしてください。
  - (1) 小中学校の全学年で「30人学級」を実現してください。当面、小学校の低学年で「30人学級」を実現してください。
  - (2) 学校で必要な教職員は、すべて正規で雇ってください。
  - (3) すべての学校に専任の学校司書を配置してください。
3. 教育環境・施設を整えてください。
  - (1) 学校が避難所となった場合「密」を避けるため校舎も使用できるよう、すべての学校建物の100%耐震化と安全対策を進め、老朽化の進んだ学校施設等の建て替えを計画的に進めてください。
  - (2) 避難所となることを想定し、体育館のバリアフリー化とトイレの洋式化及びエアコン設置を進めてください。
  - (3) 特別教室（理科室や家庭科室等）にもエアコン設置を早急を実現してください。
  - (4) トイレの洋式化を前倒して計画的に進めてください。
  - (5) 学校図書館の予算を増やしてください。
4. 特別支援を必要とするすべての子どもたちに、ゆきとどいた教育を保障してください。
  - (1) 全ての学校に特別支援学級を設置し、更に増やしてください。
  - (2) 特別支援学級の定数を8人から6人にしてください。

- (3) 中学校区ごとに、通級指導教室を設けてください。
- (4) 静岡市立特別支援学校を設置してください。
- 5. 小中一貫教育を一律に進めないでください。
  - (1) 小中一貫教育では、各学校の自主性を尊重し、子どもたちや教職員に過度な負担を増やさないようにしてください。
  - (2) 地域住民の合意のない公立学校の統廃合を行わないでください。
- 6. 子どもたちに豊かな放課後を保障してください。
  - (1) 学童保育の支援員2人体制を維持し、更に支援員の増員に努めてください。また、支援員の労働条件改善にも努めてください。
  - (2) 民間で実施している「こども食堂」や学習支援に対して、補助事業の経費に食材費を含め、市が一層財政的に支援してください。また、財政支援のための手続きを簡素化してください。

以上

### 請願第3号

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書に関する請願

請願者 静岡県原水爆被害者の会 会長 大和忠雄  
静岡県支部 支部長 豊嶋恒之

紹介議員 内田隆典 杉本 護 寺尾 昭

#### 【請願趣旨】

2017年7月核兵器禁止条約が採択され、令和2年10月にこの条約の批准数が発効に必要な50カ国・地域に達しました。核兵器の開発や実験、製造、保有、使用など核兵器を全面的に禁止する国際法は史上初めてであり、90日後の来年1月22日に発効します。

この画期的な条約に核保有国と「核の傘」の下にある同盟国は、背を向けたままであり、唯一の戦争被爆国である日本政府は1日も早い署名・批准が求められます。

「核兵器のない世界」は国民共通の願いであり、被爆者は平均年齢83歳を超え自分たちが生きている間に核兵器廃絶に向けての確かな歩みを切り開くために、唯一の戦争被爆国である日本政府こそ先頭に立っていただきたいと切に願い、批准を求める意見書採択をお願いします。

#### 【請願項目】

1. 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択を要請する

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

10月25日未明、核兵器禁止条約発効要件の50ヵ国が批准手続きを済ませ来年1月22日に発効する事が確定しました。この条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さない国際法で、核で脅かす事も違法化されます。

広島、長崎の被爆者をはじめ世界の市民と多数の国々の共同の力で歴史的な扉が大きく一歩動いた。カナダ在住のサーロー節子さんは「核兵器の終わりの始まり」と言っていました。

2013年9月の外務省文書にも核保有が緊張の原因。核兵器で安全保障を強化するという危険で間違った信念を広めている。首相経験者を含めた知識人の人たちも、核兵器禁止条約は「暗黒の時代における希望の明かり」であると反核を呼び掛けています。

ところが日本政府は「核保有国と非保有国との橋渡し」と言ってなんら行動していません。国際社会の信頼をますます失います。世論調査でも7割が禁止条約に参加すべき、署名批准を求める意見書も約500の地方議会が可決しています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器を使用すべきでないときっぱり言うべきです。被爆国の責任です。

平成17年12月に「平和都市宣言」を制定して、「あらためて日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器など大量破壊兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献すること」を表明しています。さらに核兵器も戦争もない平和で明るい地方自治を広げて下さい。市民とともに平和行政を進めてきました。禁止条約に背を向け続けています。

日本政府は、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿

## 請願第4号

トリチウム汚染水の海洋放出に慎重な判断を求める意見書提出を求める請願書

請願者 支援交流『虹っ子』代表 小笠原 学  
浜岡原発を考える静岡ネットワーク 代表 鈴木卓馬  
原発なくす静岡の会 代表 林 克

紹介議員 松谷 清 内田隆典

### 【請願趣旨】

私達は2011年東日本大震災、福島原発事故から10年目を迎えようとしている今日、依然として原発事故は終焉していない状況に心を痛めている市民グループです。現在福島では、汚染水の海洋放出が大きな問題となっています。経産省の汚染水・海洋放出を最有力との提案に対し、現在福島県内59自治体中41の自治体は「反対または慎重な判断」を求め、全国漁業協同組合と福島県漁業協同組合・静岡県漁業協同組合は「海洋放出は絶対反対」と要望しながらも、政府は汚染水・海洋放出の決定を11月以降に下す方針です。

私達市民にとって食の安心・安全は最も重要視するところであり、福島県漁業の復興にとって魚の安心・安全は不可欠な物です。海は全国・世界と繋がっており、汚染水の海洋放出は、決して福島だけの問題ではありません。汚染水の海洋放出が実施されれば、海の汚染と風評被害を避ける事は出来ません。汚染水の海洋放出は、福島と全国の漁業にとって致命的なダメージを負いかねません。

トリチウム処理水は世界中の原発から海に流されているとありますが、福島の汚染水には壊れた燃料棒、燃料デブリから溶け出した半減期1,570万年のヨウ素129、ストロンチウム90、テクネチウム99、ルテニウム106などは二次処理してもトリチウムとともに残留しており、その危険度は他の原発から海に流しているトリチウム処理水の比ではないともいわれています。

政府は福島原発敷地内にタンクを設置するスペースが無い事を理由に上げています。私達と連携する原子力市民委員会（座長：大島堅一）は、福島原発敷地内には十分な土地があり大型タンク等の設置も可能で「モルタル固化による処分」も含め陸上での長期にわたる管理・処分ができる、さらに現在の廃炉ロードマップ自体の根本的見直しを求める声明を発表しています（2020年10月20日）。

多くの福島県民と全国の市民は、食の安心・安全を望み、汚染水の海洋放出に反対しています。私達静岡県民にとっても豊かな駿河湾の魚は、かけがえのないものです。

是非とも本会議でも、トリチウム汚染水の海洋放出に慎重な判断を求めるよう、よろしくご審議の上、意見書を提出していただけるようお願いする次第です。

トリチウム汚染水の海洋放出に慎重な判断を求める意見書（案）

福島第一原発事故で大きな被害を受けた福島県浜通りは、東北でも有数の漁業基地のある所です。しかし昨年、2019年の水揚げ量は約3,600トンと震災前の14%に止まっています。放射能による風評被害を懸念して漁獲を抑えてきたためです。原発事故後、沿岸漁業は自粛、沖合は自主基準を厳しくして試験操業をしてきました。その結果、漁民はもちろん、仲買、小売業者も低収入にあえぎ廃業も相次ぎました。

今般、全魚種について国の出荷制限が解除されたのを機に、漁連も水揚げ拡大にかじを切る構えですが、やはり値崩れと共に心配は風評被害です。浜通りを事故以前のように漁業で栄える基地にしたいという強い願いは、同じく漁業とともに生きる私たち静岡市としても大いに同感できるところです。

ところが今回、経産省の小委員会は福島第一のトリチウム汚染水（ALPS処理汚染水）の処理について、薄めて海に放出する案を有力案として提案してきました。これは先に述べた漁業者の復興に向けての地道な努力を考えれば、全く地元の気持ちを逆なでするものと言えます。4月に行われた公聴会では福島県漁連の野崎哲会長から「我々福島県の漁業者は地元の海洋を利用し、その海洋に育まれた魚介類を漁獲することを生業としている観点から、海洋放出には断固反対である」との意見が述べられましたが、これはまさに多くの漁民、県民の気持ちを代弁しているものと言えます。

処理水がいったん海に放出されれば、放射能の数値は明らかにされるとはいえ風評被害は抑えられず、漁業の衰退を招くのは必至です。結果、食物連鎖によって魚を食べる私たちの健康にも被害が出るのではないかと心配です。同じ海、漁業を生業とし、安心、安全な魚を求める私たち静岡市にとっても「海洋放出」は他人事でなく、福島、全国の漁業者と危機感は同じです。

小委員会では、この放出案の他に陸上での保管方法として大型タンクに貯留する案、モルタル固化案がありましたが、海洋放出が先にありきで、これらについてはさほどの議論がされてこなかったと聞きます。原発敷地内に大型タンクを設置すれば、48年分の貯留も可能との意見もあり、海洋放出にこだわるのではなく、様々な案について検討し漁民、漁業者、私たちの気持ちを汲んだ結論を出していただくよう希望します。

以上の趣旨をふまえ、以下の事項を強く要請します。

（１）福島第一原発トリチウム汚染水の海洋放出に慎重な判断を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日  
衆議院議長 大島理森 様  
参議院議長 山東昭子 様 宛て  
内閣総理大臣 菅 義偉 様

静岡県静岡市議会議長 繁田 和三  
令和2年 月 日



## 陳情第5号

陳情及び請願に対します「議長供覧」と言う結果通知に関して、その理由や不備に付いて、短くても良いですが説明を希望する陳情

陳 情 者 山 口 賢 三

### 【陳情趣旨】

この度、私の「陳情」に対しまして、通知により「議長供覧」と言う書類を頂きました。この言葉はこれまで、聞いたことの無い文言で、辞書で調べて見ました。この手続は議会運営上定められた事で、事務手続としては正式なものであると思います。しかし、「何故か冷たく感じ、血が通っていなく感ずる。」のは、私だけでしょうか？普通、何かの申請書を提出して「不備」があれば、何処が間違えているか説明を頂きます。

どうか、「どう言う理由で取り上げて頂けないのか？」「どうすれば取り上げて頂けるのか？」を書き添えて頂けますよう、議会事務を改善する事を陳情申し上げます。

### 【陳情項目】

1. 「議長供覧」の通知に説明文を求める陳情

## 陳情第7号

草薙大鳥居の形のモニュメント復活のお願い（陳情）

陳情者 山口 賢三

### 【陳情趣旨】

コロナ禍の中、静岡市政にご尽力賜り誠に御苦労様です。

さて、皆様ご存知の事と思いますが。草薙の南幹線沿いに有りました「草薙大鳥居」は、令和2年9月18日消えてしまいました。

何か、むなしさを感じるのは私だけでしょうか？子供の頃から、親から「お宮さんの物を壊したり、イタズラしたらバチがあたるぞ！」と戒められて参りました。「こんな大きな物を壊して大丈夫かな？」と思いました。

コンクリートが剥がれ落ち、「通行する人々が危ない！」と言う事はわかりますが、だから、「撤去してくれ！」と考える人に私は大きな疑問を感じます。

なぜ、「危なく無くする」と思わないのでしょうか？こんな立派な「大鳥居」、草薙の「シンボル」であり「象徴」です。

過去の村の先人の皆様は、御苦労され、「日本武尊の御心」を忍び、その難を払いのけた「草薙の剣」をお祀りする社を創建し、村の安寧を祈り、その伝統を守り続けてきて下さいました。この「大鳥居」はこうした伝統文化の象徴であり、私たちは「感謝御礼」の気持ちいっぱいです。

この重き「伝統文化」を、私共「新参者がぶち壊す」など、お恐れ多く、「バチあたり」と言われても仕方ありません。もう「壊した物はどうしようもありません。」今、私共に出来る罪滅ぼしは、元に還すしかありません。

この撤去された「大鳥居」は、静清土地区画整理事業の際に元の鳥居が道路の幅に合わないため、大きな物に作り替えた事に間違いありません。

更に、誰の物が分からない事は無く、元の鳥居は、地元の住民の皆様が協力して立てられた事は、過去の新聞報道により明白です。これは住民の物です。

一定の開発事業を行う時、埋蔵文化財の調査して、もし埋蔵物があれば、その保存を行っています。なぜ、この大鳥居の様に目に見えて大切な文化財があるのに保存では無く、最初から「撤去」と考え、過去の歴史の調査検証もそこそこに、又、保全するには、どう言う方法があるか？を調査研究もせず撤去した事は「何かの陰謀」とも思えてなりません。

罪滅ぼしは、壊した静岡市が責任を取らなければ「神様」もお許しにならないでしょう。

今、「新型コロナウイルス感染症」の拡大が止まらない事に日本政府の対策は定まらず、デタラメです。そんな中、西村大臣から「神のみぞ知る」と言う発言が出て来ました。「人知」だけでは、どうしようもない事に気付いて来たのでは無いのでしょうか？なぜ、過去の歴史で「伊勢神宮」「熱田神宮」「明治神宮」「出雲大社」等々、日本人は、神を敬い、国の安泰、安寧を願って神社仏閣を守って来ました。この「大鳥居撤去」がコロナ問題を解消する為のマイナス要因になる事も心配です。

「伝統文化を大切に明るい街づくり」を掲げているなら、「破壊」では無く「創造」そして「再生」でなければ「SDGs（持続可能な開発目標）」には程遠く、静岡市は「御題目」だけになってしまいます。

壊した物はどうしようもありません。「罪を詫び」今出来る事は、静岡市、又、草薙のシンボル、ランドマークタワーとなる静岡市が管理するモニュメントとして新たな「耐震で安全な鳥居」を蘇らせる事であると思います。

どうか、「新型コロナウイルス感染症」を止める為にも、「静岡市の真心」を「天の神様」に示さなければ大変な事にもなりかねません。

「草薙大鳥居の形をしたモニュメント復活」を陳情申し上げます。 合掌

[陳情項目]

1. 「草薙大鳥居の形をしたモニュメント復活のお願い」の陳情